

提案第14号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年9月30日提出

加東郡合併協議会

会長 小 東 慎 介

- 1 市花、市木、市鳥及び市歌については、合併後公募等により制定する。
- 2 市章及び市旗については、合併までに公募等により決定する。
- 3 市民憲章については、合併後公募等により制定する。
- 4 宣言については、承継する必要があるものについては合併後に再宣言、再決議を行う。
- 5 名誉市民制度については、合併時に統一する。名誉町民については新市に引き継ぐ。
- 6 表彰制度については、合併時に調整する。

## 加東郡合併協議会調整方針

協定項目	18 慣行の取扱い	関係項目	町の花・木・鳥・歌、町章、町民憲章、宣言、名誉町民表彰、表彰（特別功労・功労・善行表彰）
課題・問題点(現況)		調 整 案	
		調 整 方 針	具 体 的 調 整 方 針
1 町の花・木・鳥・歌が異なるため調整が必要である。	・ 合併後に調整する。	・ 合併後「市」が住民に定着、なじんだ段階に公募等の方法で、新市において新たに制定する。	
2 町章が異なるため調整が必要である。	・ 合併時に調整する。	・ 新市章・旗は、市の名称が決定した段階で公募等の方法で合併までに決定する。	
3 町民憲章については、各町毎の方向性、歴史、風土から定められており、調整が必要である。	・ 合併後に調整する。	・ 新市において公募等の方法で新たに制定する。	
4 宣言が異なるため調整が必要である。	・ 合併後に調整する。	・ 承継する必要があるものについては、合併後に再宣言、再決議を行う。	
5 名誉町民表彰条例が異なるため調整が必要である。	・ 合併時に統一する。	・ 名誉市民制度については、社町の例により統一する。又、名誉町民については新市に引き継ぐ。	
6 表彰（特別功労・功労・善行表彰）規程が異なるため調整が必要である。	・ 合併時に調整する。	・ 表彰基準等の内容については、社町及び滝野町の例により調整する。	

事務事業現況調書

協定項目	18 慣行の取扱い		関係項目	沿革・歴史、町の花・木・鳥・歌、町民憲章、宣言、名誉町民表彰、表彰(特別功労・功労・善行表彰)	
現況					
項目	社 町		滝 野 町		東 条 町
沿革・歴史	<p>【内容】</p> <p>養老6年(722)創建の佐保神社の門前町「佐保社村」に発し、中世以降は、北播磨きっての町場として発展してきた。</p> <p>寛保2年(1742)、加東郡内に本拠をもつ唯一の大名丹羽氏(譜代1万石)が入部、三草の地に陣屋を築いて領域統治の中心として、以後7代130年続いた。</p> <p>明治に入ると、はやくも元年(1868)に、兵庫県(第1次)の出張所が設けられ、北播磨の行政の中心となった。明治11年(1878)、郡制の施行に伴い加東郡役所が置かれるとともに、国、県の出先機関が集中する官公庁の町として現在に至っている。新社町は、昭和30年3月31日に社町、福田村、米田村、上福田村、鴨川村の5か町村が合併し誕生した。</p>		<p>【内容】</p> <p>奈良期には「播磨国風土記」に穂積の里の記述があり、平安期には「瀧野庄」と呼ばれる藤原氏の荘園であった。室町期以後は別所氏の支配下にあり、豊臣領ついで池田領となった。</p> <p>江戸期には、姫路藩、赤穂藩、一橋家などが分割統治を行った。</p> <p>明治22年に旧村の合併により、瀧野村と加茂村となり、さらに、大正14年には町制施行により瀧野村は瀧野町となった。そして、昭和29年3月31日、瀧野町と加茂村が合併し、現在の瀧野町となった。</p>		<p>【内容】</p> <p>「播磨国風土記」に「袴鹿里」の記述がある。また平城京跡からも「袴鹿郷」と記された木簡も発見されており、都との交流も盛んに行われていた。また、現存する心礎から大規模な寺院も創建されていた。嘉吉の乱で暗殺された足利義教の首塚が足利氏ゆかりの「安国寺」に祀られている。江戸期には幕府直轄領をはじめ、関東にいたる大名の飛び地となり、肥沃な土地柄を物語っている。明治4年の廃藩置県で飾磨県となり、明治9年には兵庫県に統合された。明治22年の町村制施行により、上東条村と中東条村が発足し、昭和30年に上東条村と中東条村が合併し、今日の東条町が誕生した。</p>
町の花・木・鳥・歌	<p>【慣行】</p> <p>町の花 「つつじ」 (昭和47年11月)</p> <p>町の木 「欒(けやき)」 (昭和47年11月)</p> <p>町の鳥 「めじろ」 (昭和60年4月)</p> <p>町の歌 「やしろわが町」 (昭和60年4月)</p> <p>その他 「やしろ小唄」 「やしろ音頭」</p>		<p>【慣行】</p> <p>町の花 「菊」 (昭和47年4月)</p> <p>町の木 「松」 (昭和47年4月)</p> <p>町の鳥 なし</p> <p>町の歌 「滝野音頭」 (昭和54年)</p> <p>イメージソング 「輝いて」 (平成12年)</p> <p>応援歌 「明日に向かってGO!GO!GO!」 (平成12年)</p>		<p>【慣行】</p> <p>町の花 「コスモス」 (昭和47年12月)</p> <p>町の木 「松」 (昭和47年12月)</p> <p>町の鳥 なし</p> <p>町の歌 「東条町小唄」 (昭和55年)</p>
	<p>【町章】</p> <p>佐保神社の紋「三蓋菱」を外に向かって伸びようとする形に組かえ、あわせて頭文字「Y」を図案化(昭和30年5月)</p>  <p>【町旗】</p> <p>昭和40年4月 制定</p> 		<p>【町章】</p> <p>たきのの「タ」を図案化(昭和31年10月)</p>  <p>【町旗】</p> <p>なし</p>		<p>【町章】</p> <p>とうじょうの「と」を図案化(昭和40年7月)</p>  <p>【町旗】</p> <p>同左</p>

現 況			
項 目	社 町	滝 野 町	東 条 町
町 民 憲 章	<p>【制定時期】 昭和 49 年 11 月 1 日制定</p> <p>【趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わたしの町、あなたの町、この社町は、川の流れと緑の野山にめぐまれた、うるわしい町です。播磨内陸の中軸として新しい展望と希望にあふれる町です。</li> <li>・わたしたちは、遠い祖先が幾多の試練に耐えぬいて、きずかれた伝統のうえに、さらに将来への発展を期待して、ここに住民憲章を定め、人間尊重のよりよい町づくりをすすめます。</li> </ul> <p>【憲章の内容】</p> <p>わたしたち社町住民は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 明朗で誠実な人になりましょう。</li> <li>1 なごやかなあたたかさあふれる家庭をつくりましょう</li> <li>1 ゆずりあいと親切な心、愛情と秩序のある地域づくりに努めましょう。</li> <li>1 産業の振興を図り、豊かさと活気のある町づくりに励みましょ。</li> <li>1 次の世代をになう青少年の夢と希望を育てましょ。</li> </ol>	<p>【制定時期】 昭和 54 年 3 月 13 日制定</p> <p>【趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滝野町は、歴史と自然を愛し、文化を創造する町です。</li> <li>・わたしたちは、伝統あるこのふるさとを誇りとし、さらに夢と希望のあふれる町づくりのために、この憲章を定めます。</li> </ul> <p>【憲章の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 わたしたちは、みどりと清流にかこまれた、きれいな町をつくりましょ。</li> <li>1 わたしたちは、教養を高め、息吹あふれる文化の町をつくりましょ。</li> <li>1 わたしたちは、健やかで心のかよいあう、温かい家庭をつくりましょ。</li> <li>1 わたしたちは、あすをになう若人が、強くたくましく育つ町をつくりましょ。</li> <li>1 わたしたちは、つねにふれあいを大切にし、訪れる人びとに愛される町をつくりましょ。</li> </ol>	<p>【制定時期】 昭和 54 年 12 月 26 日制定</p> <p>【趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私たちの東条町は、緑につつまれた人情ゆたかな、活力のあるまちです。</li> <li>・私たちは、誇りと自覚をもって、伝統を生かし創造にはげみ、より健康でより住みよい町にするため、この憲章を定めます。</li> </ul> <p>【憲章の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ふるさとの自然を愛し、きれいなまちをつくりましょ。</li> <li>1 からだと心をきたえ、笑顔をかかず、明るいまちをつくりましょ。</li> <li>1 教養を高め、個性ある文化のまちをつくりましょ。</li> <li>1 互いに助け合い、力を合わせ、しあわせなまちをつくりましょ。</li> <li>1 創意をこらし、夢と希望に満ちたまちをつくりましょ。</li> </ol>

現 況			
項 目	社 町	滝 野 町	東 条 町
宣 言	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道徳心を高める」都市宣言 昭和 54 年 3 月 6 日定例会 昭和 54 年 3 月 26 日宣言 人は その行為を通して存在する 人の行為を生むものは その人の心である 人の心は 行為を通して語られる</li> <li>・「核兵器廃絶平和都市」宣言に関する決議 平成 4 年 12 月 24 日定例会</li> <li>・非核宣言を求める請願可決 平成 4 年 12 月 24 日定例会</li> </ul>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全の宣言決議 昭和 43 年 2 月 12 日定例会</li> <li>・人にやさしいまち宣言決議 平成 4 年 7 月 20 日</li> <li>・部落差別撤廃宣言に関する決議 平成 5 年 3 月 25 日定例会</li> </ul>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとり宣言に関する決議 平成 4 年 9 月 22 日定例会</li> <li>・環境宣言に関する決議 平成 4 年 9 月 22 日定例会</li> <li>・「部落差別撤廃」宣言に関する決議 平成 5 年 3 月 25 日定例会</li> <li>・「核兵器廃絶平和都市」宣言に関する決議 平成 7 年 9 月 29 日定例会</li> </ul>

項 目	現 況		
	社 町	滝 野 町	東 条 町
名 誉 町 民 表 彰	<p>【目的及び称号の贈呈】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町住民又は本町にゆかりの深い者で、政治、経済、文化、社会福祉その他各般にわたって町勢振興に特に功績のあったもので、住民の尊敬を受けている人に対し、社町名誉町民の称号を贈る。</li> <li>・名誉町民の称号は、死去した者に対しても追贈する。</li> </ul>	<p>【目的及び称号の贈呈】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会文化の興隆に功績のあったものに対して、この功績をたたえ、もって本町の社会文化の興隆に資することを目的とする。</li> <li>・町民または町に縁故の深い者で公共の福祉の増進、学術、技芸その他広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で郷土の誇りとするものに対して、滝野町名誉町民の称号を贈る。</li> </ul>	<p>【目的及び称号の贈呈】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町住民又は本町に縁故の深い者のうち特に功績の顕著なものに対し、その功績をたたえ、感謝の意を表すため、名誉町民制度を設ける。</li> <li>・本町の発展に著しく貢献し、又は特に本町の名誉となるような業績のあったものに対し、議会の同意を得て名誉町民の称号を贈る。</li> </ul>
	<p>【決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長は議会の同意を得て、名誉町民を決定し、その功績を表彰する。</li> <li>・名誉町民は、本町名誉町民台帳に登録し永久にその名誉を顕彰する。</li> </ul>	<p>【決定】</p> <p>同左</p>	<p>【決定】</p> <p>同左</p>
	<p>【表彰の方法】</p> <p>被表彰者に対して表彰状、本町名誉町民章及び記念品を贈呈する。</p>	<p>【表彰の方法】</p> <p>同左</p>	<p>【表彰の方法】</p> <p>同左</p>
	<p>【表彰の公示】</p> <p>社町広告式条例により、名誉町民の称号を贈られた者の住所及び氏名、功績の概要を公示するとともに町広報等により公表する。</p>	<p>【表彰の公示】</p> <p>町広報等により公表する。</p>	<p>【表彰の公示】</p> <p>同左</p>
	<p>【待遇及び特典】</p> <p>名誉町民に対し、次の待遇及び特典を与えることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町の公の式典への参列</li> <li>(2) 本人の生活に対する便宜の供与</li> <li>(3) その他町長が必要と認める特典</li> </ol>	<p>【待遇及び特典】</p> <p>名誉町民に対しては、次の各号に掲げる礼遇をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町が行う式典への招待</li> <li>(2) その他町長が必要と認める礼遇</li> </ol>	<p>【待遇及び特典】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町の主催する公の式典の参列</li> <li>(2) 本人の生活に対する便宜の供与並びに援護</li> <li>(3) その他町長が必要と認めた特典又は待遇</li> </ol>
	<p>【名誉町民の死亡時の弔慰】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名誉町民が死亡した時は、相当の礼をもって弔慰を表明するものとする。</li> <li>・町長は、名誉町民であった者のうち生前における功績が特に顕著であると認めた者については議会の同意を得て、公葬を執行することができる。</li> </ul>	<p>【名誉町民の死亡時の弔慰】</p> <p>死亡に際しては、弔辞及び祭奠</p>	<p>【名誉町民の死亡時の弔慰】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弔辞、弔花及び弔慰金を贈ることができる。</li> <li>・生前における功績が特に顕著であると認めるものについては議会の同意を得て公葬を執行できる。</li> </ul>
	<p>【称号の取消】</p> <p>町長は、名誉町民が著しく名誉を失墜し、住民の尊敬を失ったときは、議会の同意を得て、名誉町民の礼遇を停止し、名誉町民の称号を取り消すことができる。</p> <p>登録者 4名(内2名死亡)</p>	<p>【称号の取消し】</p> <p>同左</p> <p>登録者 1名(死亡)</p>	<p>【称号の取消し】</p> <p>同左</p> <p>登録者 4名(内3名死亡)</p>

		現		況																																																																					
項 目		社 町		滝 野 町		東 条 町																																																																			
表彰（特別功労・功労・善行表彰）	表彰規程によるもの	種類・目的	町政功労表彰・善行表彰 町政功労者・善行者を表彰し、町勢の振興を図る。		同左		同左																																																																		
		内 容	<b>【町政功労表彰】</b> 地方自治の進展に貢献した者 教育、体育の振興及び学術その他文化の高揚に貢献した者 保健衛生、社会福祉の増進に貢献した者 産業経済の発展、振興に貢献した者 その他特に町長が表彰に値すると認められた者 <b>【善行表彰】</b> 自己の危険を顧みず、人命を救助した者 災害の発生に際し、有効適切な行為によりその被害を最小限にとどめた者 地域社会のため、献身的な奉仕活動を行い、豊かな心と連帯意識の醸成に貢献した者 公益のため、金品を寄附し、また奇特の行為があつて、かつ町民の模範となる者 明るく住みよい地域社会や職域づくりに貢献のあつた者 その他、表彰することが適当と認められる者 個人を「つつじ賞」、団体を「けやき賞」の2種類に区分		<b>【町政功労表彰】</b> 同左 <b>【善行表彰】</b> 自己の危険を顧みず、人命を救助したもの 災害の発生に際し、有効適切な行為によりその被害を最小限にとどめたもの 地域社会のため、献身的な奉仕活動を行い、かつ町民の模範となるもの 公益のため、金品を寄附し、また奇特の行為があつて、かつ町民の模範となるもの その他、表彰することが適当と認められるもの		<b>【町政功労表彰】</b> 同左 <b>【善行表彰】</b> 同左																																																																		
		表彰時期	町政功労表彰は、新町発足記念日または町長が定める日 善行表彰は、毎年春と秋の2回とし町長が定める日		町の式典日または町長が定める日		同左																																																																		
		表彰方法	町政功労表彰は、表彰状及び記念品を贈呈し、表彰名簿に登録する。 善行表彰は、表彰及び楯を贈呈する。 この規程によって表彰をうけることとなった者が、表彰の日以前に死亡したときは追彰する。		表彰の方法は、表彰状及び記念品を贈呈し、表彰名簿に登録し、永久保存する。 この規程によって表彰をうけることとなった者が、表彰の日以前に死亡したときは追彰する。		同左																																																																		
		資格の喪失	規定なし		表彰者が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は成年後見人等で対面を汚す行為があつたときは、表彰名簿の登録を抹消する。		同左																																																																		
選考基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対 象</th> <th>基準年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">感謝状</td> <td>歴代町村長</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>議会議員</td> <td>3期以上</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉部門</td> <td>12年以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業部門</td> <td>農業委員</td> <td>12年以上</td> </tr> <tr> <td>農会長</td> <td>8年以上</td> </tr> <tr> <td>事業所従業員(商工会、農協推薦)</td> <td>30年以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育文化部門</td> <td>学校医</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>団体役員</td> <td>12年以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自治部門</td> <td>各種行政委員会、審議会委員等委員</td> <td>12年以上</td> </tr> <tr> <td>区長</td> <td>6年以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表彰状</td> <td>社会部門</td> <td>15年以上</td> </tr> <tr> <td>消防団員</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>学校教職員</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>町常勤職員</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table> ・その他、町長が特にその功績を認めた者		対 象		基準年数	感謝状	歴代町村長	-	議会議員	3期以上	保健医療福祉部門	12年以上	産業部門	農業委員	12年以上	農会長	8年以上	事業所従業員(商工会、農協推薦)	30年以上	教育文化部門	学校医	20年以上	団体役員	12年以上	自治部門	各種行政委員会、審議会委員等委員	12年以上	区長	6年以上	表彰状	社会部門	15年以上	消防団員	20年以上	学校教職員	20年以上	町常勤職員	20年以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対 象</th> <th>基準年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">表彰状</td> <td>町長</td> <td>8年以上</td> </tr> <tr> <td>議会議員</td> <td>12年以上</td> </tr> <tr> <td>助役、収入役</td> <td>12年以上</td> </tr> <tr> <td>行政委員会委員</td> <td>15年以上</td> </tr> <tr> <td>町常勤職員</td> <td>25年以上</td> </tr> </tbody> </table> ・その他、町長が特にその功績を認めた者 基準年数の計算は同一の職につき通算する。		対 象		基準年数	表彰状	町長	8年以上	議会議員	12年以上	助役、収入役	12年以上	行政委員会委員	15年以上	町常勤職員	25年以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対 象</th> <th>基準年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">感謝状</td> <td>歴代町長</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>議会議員</td> <td>12年以上</td> </tr> <tr> <td>助役、収入役</td> <td>12年以上</td> </tr> <tr> <td>行政委員会委員</td> <td>15年以上</td> </tr> <tr> <td>区長</td> <td>6年以上</td> </tr> <tr> <td>表彰状</td> <td>町常勤職員</td> <td>25年以上 (現在は運用していない)</td> </tr> </tbody> </table> ・その他、町長が特にその功績を認めた者 基準年数の計算は同一の職につき通算する。		対 象		基準年数	感謝状	歴代町長	-	議会議員	12年以上	助役、収入役	12年以上	行政委員会委員	15年以上	区長	6年以上	表彰状	町常勤職員	25年以上 (現在は運用していない)
対 象		基準年数																																																																							
感謝状	歴代町村長	-																																																																							
	議会議員	3期以上																																																																							
	保健医療福祉部門	12年以上																																																																							
	産業部門	農業委員	12年以上																																																																						
		農会長	8年以上																																																																						
		事業所従業員(商工会、農協推薦)	30年以上																																																																						
	教育文化部門	学校医	20年以上																																																																						
		団体役員	12年以上																																																																						
	自治部門	各種行政委員会、審議会委員等委員	12年以上																																																																						
		区長	6年以上																																																																						
表彰状	社会部門	15年以上																																																																							
	消防団員	20年以上																																																																							
	学校教職員	20年以上																																																																							
	町常勤職員	20年以上																																																																							
対 象		基準年数																																																																							
表彰状	町長	8年以上																																																																							
	議会議員	12年以上																																																																							
	助役、収入役	12年以上																																																																							
	行政委員会委員	15年以上																																																																							
	町常勤職員	25年以上																																																																							
対 象		基準年数																																																																							
感謝状	歴代町長	-																																																																							
	議会議員	12年以上																																																																							
	助役、収入役	12年以上																																																																							
	行政委員会委員	15年以上																																																																							
	区長	6年以上																																																																							
表彰状	町常勤職員	25年以上 (現在は運用していない)																																																																							

		現		況			
項	目	社 町		滝 野 町		東 条 町	
その他表彰に関するもの (スポーツ・文化部門)	種類・目的	スポーツ・文化部門(社町スポーツ賞・社町文化賞)		スポーツ・文化部門(滝野町スポーツ文化賞)		スポーツ・文化部門(体育協会表彰・東条町コスモス賞)	
		1)スポーツ賞	スポーツ振興に功績が顕著な者及び権威のある競技会において優秀な成績を収めた選手を表彰し、スポーツの振興向上を図る。	滝野町スポーツ文化賞	スポーツ及び芸術文化の振興に貢献し、その功績が顕著なものを表彰し、スポーツ及び芸術文化の振興向上を図る。	1)体育協会表彰	町のスポーツ振興発展に関し功績顕著な個人もしくは団体を表彰し、より一層スポーツの普及振興を図る。
		2)文化賞	芸術文化の振興に貢献し、その功績が顕著な者を表彰し、芸術文化の振興向上を図る。			2)コスモス賞	教育・文化・スポーツの振興に尽力し、その功績顕著な者を表彰する。
	内 容	1)スポーツ賞(スポーツ部門)		1)スポーツ部門		1) 体育協会表彰(スポーツ部門)	
		スポーツ栄誉賞	権威ある競技会において最高の成績を収めた選手又は、国際大会等に出場した選手。	オリンピックスポーツ栄誉賞	オリンピックに出場し、入賞及び優秀な成績を収めたもの	スポーツ功労賞	町の社会体育振興に著しく功績のあったもの及び町内にあって、10年以上社会体育の普及指導に精励し、著しく功績のあったもの スポーツ優秀選手賞又は団体賞を獲得させた指導者
		スポーツ功労賞	本町のスポーツ振興に著しい功績があった者	スポーツ栄誉賞	全国大会、国際大会において、優秀な成績を収めたもの	スポーツ優秀選手、団体賞	権威ある県大会で優秀な成績を収めた個人及び団体 権威ある近畿大会及び全国大会で優秀な成績を収めた個人及び団体
	スポーツ優秀選手賞	の大会又はその地区大会において、特に優秀な成績を収めた選手	スポーツ賞	全国大会、国際大会において、入賞及びそれに準じた成績を収めたもの	スポーツ優良団体賞	町の社会体育振興に著しく功績があり、他の模範となる団体	
	スポーツ奨励賞	公式大会において優秀な成績を収めた選手	スポーツ若鮎賞	高校生以下で、全国大会及びそれと同等の大会に出場し、今後の活躍が期待できるもの			
		2)文化賞(文化部門)		2)文化部門		2) コスモス賞(文化部門)	
	文化栄誉賞	学術、美術、文芸及び芸能部門において、その成果、著述、著作等により公表し、その功績が顕著な者	文化賞	全国又は国際規模の学術、美術、文芸及び芸能等の展覧会において、その成果を著述、著作等により公表し、その功績が顕著なもの	町民文化の向上発展に貢献したもの		
	文化功労賞	多年にわたり文化団体の運営に従事した者、文化活動の指導を行い住民の発展に貢献した者で、以下に該当する者(但し、1回限り) ・町内文化団体役員 概ね10年以内(内会長5年以上) ・学術研究、文化活動指導者 概ね10年以上	高校生以下で、 に準ずる功績があったもの		郷土芸能の保存、普及につとめたもの		
	表彰時期	1 スポーツ賞	町体育祭開催時	規定なし (運用) スポーツ部門...スポーツ大会開催時等随時		1 体育協会表彰	町民体育祭開催時ほか
		2 文化賞	11月3日			2 コスモス賞	年1回町長が定める時期
	表彰方法	表彰状及び賞品		トロフィー又はこれに準じるもの(5~1万円相当) 商品券(高校生以下は図書券。3万円~3千円相当)		1 体育協会表彰...規定なし 2 コスモス賞.....表彰状及びコスモス賞	
	受賞資格	町内に居住する者 町内に勤務又は通学する者 町体育協会・文化連盟に加盟している団体に登録されている者 (スポーツ賞・文化賞とも)		町内に居住又は勤務しているもの 町内に在学するもの又は在学していたもの その他本町のスポーツ及び芸術文化の振興に貢献したと認められるもの		体育協会表彰 スポーツ功労賞 町内在住、在勤者 スポーツ優秀選手団体賞 町内在住、通学、通勤者	
	被表彰者の決定	提出された推薦書を選考委員会に諮って審査し、決定する。		規定なし		内申を表彰日の1か月前までに提出。審査委員会の答申により決定する。	



		現 況																														
項 目	社 町	滝 野 町	東 条 町																													
その他表彰に関するもの (町政功勞・善行に関するもの)	種類・目的		町政功勞・善行に関する表彰 (運用)表彰規定(運用含む)に定める年数に満たないものを表彰 1 感謝状 2 ふれあい賞																													
	内 容		<table border="1"> <tr> <td>1 感謝状</td> <td>滝野町の発展振興に著しく功績のあった個人又は団体に感謝状を贈り、町の発展と公共福祉の増進を図る。</td> </tr> <tr> <td>2 ふれあい賞</td> <td>人、心、まちを大切に活動を実践し、その功績が他の模範となる個人を表彰し、地域社会における実践活動の高揚を図り、心と心のふれあいの輪を広げる</td> </tr> </table>	1 感謝状	滝野町の発展振興に著しく功績のあった個人又は団体に感謝状を贈り、町の発展と公共福祉の増進を図る。	2 ふれあい賞	人、心、まちを大切に活動を実践し、その功績が他の模範となる個人を表彰し、地域社会における実践活動の高揚を図り、心と心のふれあいの輪を広げる																									
	1 感謝状	滝野町の発展振興に著しく功績のあった個人又は団体に感謝状を贈り、町の発展と公共福祉の増進を図る。																														
	2 ふれあい賞	人、心、まちを大切に活動を実践し、その功績が他の模範となる個人を表彰し、地域社会における実践活動の高揚を図り、心と心のふれあいの輪を広げる																														
	表彰時期		<table border="1"> <tr> <td>1 感謝状</td> <td>町の式典日又は町長が定める日</td> </tr> <tr> <td>2 ふれあい賞</td> <td>功績を讃えるにふさわしい機会(滝野まつりなど)</td> </tr> </table>	1 感謝状	町の式典日又は町長が定める日	2 ふれあい賞	功績を讃えるにふさわしい機会(滝野まつりなど)																									
1 感謝状	町の式典日又は町長が定める日																															
2 ふれあい賞	功績を讃えるにふさわしい機会(滝野まつりなど)																															
表彰方法		感謝状又は表彰状及び記念品																														
受賞資格		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">1 感謝状</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1) 地方自治の進展に貢献したもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2) 教育、体育の振興及び学術その他文化の高揚に貢献したもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 保健衛生、社会福祉の増進に貢献したもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4) 産業経済の発展、振興に貢献したもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5) 町長が特に必要があると認めたもの</td> </tr> <tr> <td>1) 常勤の職員</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>2) その他</td> <td>10年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 町長が特に必要があると認めたもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 ふれあい賞</td> </tr> <tr> <td>1) 環境の美化に貢献したもの</td> <td>清掃奉仕活動2年、街かど花いっぱい運動2年など</td> </tr> <tr> <td>2) 福祉の増進に貢献したもの</td> <td>健康づくり指導3年、青少年体力づくり指導3年など</td> </tr> <tr> <td>3) 文化の発展に貢献したもの</td> <td>文化活動指導3年など</td> </tr> <tr> <td>4) 金品を寄贈し、上記目的の推進に貢献したもの</td> <td>金品50万円以上</td> </tr> <tr> <td>5) その他、特に表彰するに値すると認めたもの</td> <td>食生活改善指導3年など</td> </tr> </table>	1 感謝状		1) 地方自治の進展に貢献したもの		2) 教育、体育の振興及び学術その他文化の高揚に貢献したもの		3) 保健衛生、社会福祉の増進に貢献したもの		4) 産業経済の発展、振興に貢献したもの		5) 町長が特に必要があると認めたもの		1) 常勤の職員	20年以上	2) その他	10年以上	3) 町長が特に必要があると認めたもの		2 ふれあい賞		1) 環境の美化に貢献したもの	清掃奉仕活動2年、街かど花いっぱい運動2年など	2) 福祉の増進に貢献したもの	健康づくり指導3年、青少年体力づくり指導3年など	3) 文化の発展に貢献したもの	文化活動指導3年など	4) 金品を寄贈し、上記目的の推進に貢献したもの	金品50万円以上	5) その他、特に表彰するに値すると認めたもの	食生活改善指導3年など
1 感謝状																																
1) 地方自治の進展に貢献したもの																																
2) 教育、体育の振興及び学術その他文化の高揚に貢献したもの																																
3) 保健衛生、社会福祉の増進に貢献したもの																																
4) 産業経済の発展、振興に貢献したもの																																
5) 町長が特に必要があると認めたもの																																
1) 常勤の職員	20年以上																															
2) その他	10年以上																															
3) 町長が特に必要があると認めたもの																																
2 ふれあい賞																																
1) 環境の美化に貢献したもの	清掃奉仕活動2年、街かど花いっぱい運動2年など																															
2) 福祉の増進に貢献したもの	健康づくり指導3年、青少年体力づくり指導3年など																															
3) 文化の発展に貢献したもの	文化活動指導3年など																															
4) 金品を寄贈し、上記目的の推進に貢献したもの	金品50万円以上																															
5) その他、特に表彰するに値すると認めたもの	食生活改善指導3年など																															
被表彰者の決定		<table border="1"> <tr> <td>1 感謝状</td> <td>上記に該当するものの中から、町長が決定する</td> </tr> <tr> <td>2 ふれあい賞</td> <td>地区又は団体の推薦に基づき選考委員会の選考を経て、町長が決定</td> </tr> </table>	1 感謝状	上記に該当するものの中から、町長が決定する	2 ふれあい賞	地区又は団体の推薦に基づき選考委員会の選考を経て、町長が決定																										
1 感謝状	上記に該当するものの中から、町長が決定する																															
2 ふれあい賞	地区又は団体の推薦に基づき選考委員会の選考を経て、町長が決定																															
その他の町長表彰		消防団員 受賞資格...8年以上 表彰方法...表彰状 表彰時期...出初式開催時																														

		現 況		
項 目		社 町	滝 野 町	東 条 町
表彰選考委員会	表彰条例に係るもの	<p>〔名称〕 社町表彰選考委員会</p> <p>〔組織〕 委員長及び委員 5 名 但し、臨時委員を加えることができる 委員長...町長 委員...町会議長、副議長、区長会長、連合婦人会長、ボランティア連絡会長</p> <p>〔委員の運営〕 委員長は必要に応じ、委員会を招集する。 委員は自己に関する事項の審議に加わることができない。 委員会の議事の運営については、委員会で定める。</p>	<p>〔名称〕 滝野町表彰審査委員会</p> <p>〔組織〕 委員長及び委員 4 名</p> <p>委員長...町長 委員...町会議長、区長会長、町まちづくり推進会議 21 委員長、町婦人会長</p> <p>〔委員の運営〕 同左</p>	<p>〔名称〕 東条町表彰選考委員会</p> <p>〔組織〕 委員長及び委員 5 名 但し、臨時委員を加えることができる 委員長...町長 委員...町会議長、区長会長、教育委員、助役、収入役</p> <p>〔委員の運営〕 同左</p>
	その他要綱に係るもの	<p>〔名称〕 スポーツ賞選考委員会 文化賞選考委員会</p> <p>〔組織〕 スポーツ賞選考委員会 若干名 文化賞選考委員会 11 名</p>	<p>〔名称〕 ふれあい賞表彰要綱に係る選考委員会</p> <p>〔組織〕 下記の中から、町長が表彰の内容に応じて招集 区長会長、民生児童委員協議会長、はつらつ健康づくり運動推進会議長、社会福祉協議会長、保健衛生推進連合会長、体力づくり部理事長、まちづくり推進会議委員長、婦人会長、スポーツ少年団本部長、文化連盟会長</p>	<p>〔名称〕 賞審査委員会 体育協会表彰審査委員会</p> <p>〔組織〕 賞審査委員会 委員長 教育長 副委員長 助役 委員 議会議長、区長会長、婦人会長、文化連盟副会長（女性）、体育協会理事長 体育協会表彰審査委員会 委員長 体育協会長（町長） 副委員長 体育協会副会長（議長、区長会長、教育長） 委員 体育協会の参与・幹事・審議委員から各 1 名</p>

協定項目	18 慣行の取扱い		関係項目	
<b>【先進地事例】</b>				
新市町村名	旧市町村名	合併の期日	調整方針	
篠山市 (新設合併)	今田町 篠山町 西紀町 丹南町	平成 11 年 4 月 1 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市章、市民憲章、市木、市花、及び市歌については、新市において調整するものとする。</li> <li>2 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。</li> </ol>	
東かがわ市 (新設合併)	引田町 白鳥町 大内町	平成 15 年 4 月 1 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市章、市木、市花については、新市において調整する。</li> <li>2 市歌、市民憲章については、新市において調整する。</li> <li>3 宣言、各種行事等については、新市において調整する。</li> <li>4 表彰については、新市に移行後速やかに制度化を図る。</li> </ol>	
養父市 (新設合併)	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成 16 年 4 月 1 日 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市木、市花については、新市に移行後、速やかに調整する。</li> <li>2 市章については、新市に移行後、速やかに調整する。</li> <li>3 市歌、市音頭については、新市に移行後、速やかに調整する。</li> <li>4 市民憲章については、新市に移行後、速やかに調整する。</li> </ol>	